

脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事
撤去完了後のモニタリング計画

平成28年5月

む つ 市

I 基本方針

1 目的

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 箇年に渡り実施された「脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事」に係る不法投棄廃棄物の撤去後の周辺環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために、周辺水質調査（以下「モニタリング」という。）を実施する。

2 調査事項

1 の目的を達成するための調査事項は次のとおりとする。

- ①不法投棄廃棄物撤去完了後の現場から発生する浸透水等の地下水への影響の有無の把握
- ②同じく、浸出水の周辺河川への影響の有無の把握

3 調査方法等

モニタリングにあっては、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の法令に定める基準・方法による。

また、新たな知見が得られた場合や必要が生じた場合には、調査方法等について適宜見直しを行う。

- ①「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
- ②「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）
- ③「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

4 調査開始時期及び実施計画期間

モニタリングの調査開始時期は、平成 28 年 4 月からとし、平成 19 年 3 月に環境省が策定した『不適正処分場における土壌汚染防止対策マニュアル（案）』に準拠して、調査実施期間は平成 30 年 3 月までの概ね 2 年間とする。

5 その他

水質調査の結果、基準値超過などの異常が発生した時には、必要な調査を実施する。

II 調査測定

1 地下水水質調査

脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事跡地周辺の地下水の水質を調査するもの。

(1) 調査項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

①全項目調査（全35項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度、塩化物イオン、カルシウムイオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、浮遊物質（SS）、ダイオキシン類

②簡易調査A（全7項目）

水素イオン濃度（pH）、電気伝導度、塩化物イオン、カルシウムイオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、浮遊物質（SS）、ダイオキシン類

③簡易調査B（全5項目）

水素イオン濃度（pH）、電気伝導度、塩化物イオン、カルシウムイオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）

(2) 調査地点

ボーリング孔A、ボーリング孔B

後述「IV 資料」の「むつ市脇野沢地区不法投棄現場周辺水質調査位置図」に示す。

(3) 調査頻度

①全項目調査 — 年2回

②簡易調査A — 年4回

③簡易調査B — 年6回

※ただし、平成28年度に1年間を通じて基準値を超過するなどの異常が見られなかった場合には、平成29年度においては、①について年1回、②について年1回、③について年2回とする。

2 河川水水質調査

脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事跡地から発生する浸透水や表層水の流入先河川の水質を調査するもの。

(1) 調査項目

水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

①全項目調査（全36項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、全窒素、全燐、電気伝導度、ダイオキシン類

②簡易調査 A（全9項目）

水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、全窒素、全燐、電気伝導度、ダイオキシン類

③簡易調査 B（全8項目）

水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、全窒素、全燐、電気伝導度

(2) 調査地点

□広川上流、□広川下流

後述「Ⅳ 資料」の「むつ市脇野沢地区不法投棄現場周辺水質調査位置図」に示す。

(3) 調査頻度

★□広川上流

①全項目調査 ー 年2回

②簡易調査 B ー 年2回

※ただし、平成28年度に1年間を通じて基準値を超過するなどの異常が見られなかった場合には、平成29年度においては、①について年1回、②について年3回とし、うち1回はダイオキシン類の分析を追加する。

★□広川下流

①全項目調査 ー 年2回

②簡易調査 A ー 年4回

③簡易調査 B ー 年6回

※ただし、平成 28 年度に 1 年間を通じて基準値を超過するなどの異常が見られなかった場合には、平成 29 年度においては、①について年 1 回、②について年 1 回、③について年 2 回とする。

Ⅲ 調査結果の公表

モニタリング調査の結果については、むつ市議会定例会毎に資料として提出することにより報告を行うと共に、定例会後速やかに市ホームページにおいて公表する。

むつ市脇野沢地区不法投棄現場周辺水質調査位置図

・243

